

仮設建築物許可申請における構造審査用図書の取扱い

愛知県建築局建築指導課

建築基準法第 85 条に基づく仮設建築物許可申請において、構造計算を要する建築物については、愛知県建築基準法施行細則第 12 条に基づく「その他知事が必要と認める図書」として、本取扱いのとおり構造審査用図書を添付するものとする。

1. 構造計算を要する建築物

建築基準法（以下「法」という。）第 6 条第 1 項第二号及び第三号建築物（構造計算が必要なもの※に限る。）とする。

※構造計算が必要なものとは、法第 20 条第 1 項第二号、第三号又は第四号ロに該当する建築物並びに同項第四号イに該当する建築物で仕様規定を除外するために構造計算を行うものをいう。

2. 構造審査用図書

以下に掲げるものとする。

①建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項表二に掲げる図書

②構造計算書（仮設建築物の存続期間中、構造上安全であるものとして、設計者が設定した設計条件によるもの。）

附 則

本取扱いは、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。